

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について (東京鐵鋼株式会社)



環境省は、平成 30 年 1 月 11 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を東京鐵鋼株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①住所、名称、代表者の氏名

栃木県小山市横倉新田 520 番地
東京鐵鋼株式会社 代表取締役 吉原 每文

②施設設置場所 青森県八戸市大字河原木字海岸 4 番 57、17 番 6 及び 19 番 12

③施設の種類 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

1. 電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの(以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの
2. PCB の濃度が廃 PCB 等 1kg につき 5,000mg 以下のもの((1)に掲げるものを除く。)
3. PCB 汚染物、PCB 処理物のうち、次に掲げるもの
 - (1)微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - (2)汚泥、紙くず、木くず (3)廃プラスチック類 (4)金属くず (5)廃油
 - (1)~(5)に付着している PCB の量が(1)~(5)1kg につき 5,000mg 以下のもの
4. 1、3(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

⑤処理の方法 焼却(ロータリーキルン式ガス化焼却炉、固定床炉及び小型焼却炉)

⑥処理能力

- ・ロータリーキルン式ガス化焼却炉(炉内噴霧):廃 PCB 等及び PCB 処理物(廃油に限る。)6.7 kl/日
- ・小型焼却炉:PCB 汚染物及び PCB 処理物 322 kg/日
- ・固定床炉:PCB 汚染物及び PCB 処理物 7.2 t/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 2018 年 1 月 11 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐野史明

